

廃棄物処理制度における論点の検討 その 1

【検討すべき論点 1】論点整理（案）5 頁 1（1）

廃棄物の不適正な取扱いの未然防止策の強化

ア 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

- 排出事業者責任を踏まえ、不適正処理の未然防止の観点から、産業廃棄物処理業者が処理の状況に係る情報の提供や、産業廃棄物及びこれを再生することにより得た物のマテリアルフローを公開等することにより処理状況の一層の透明化を図るとともに、排出事業者がそれらの提供又は公開された情報を確認することとする等、排出事業者による処理の状況に関する確認をより充実させるために必要な措置を検討するべきではないか。
- 本年 1 月に発覚した食品廃棄物の不正転売事案を受けて環境省が策定した再発防止策には、食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化の観点から、以下の対策が盛り込まれている。
 - ・ 都道府県による事業者に対する監視体制の強化を通じた透明性と信頼性の強化（一定程度の抜き打ちの立ち入り検査、立入検査マニュアルの策定等）
 - ・ 廃棄物処理業者による処理状況の積極的な公開（排出事業者による現地確認の積極的な受け入れとその際に参考となるチェックリストの整備、処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開）
 - ・ 排出事業者責任に基づく必要な措置について改めて周知徹底を図るため、チェックリストを作成し、都道府県等から関係事業者に対してその活用を推進すること。具体的には、現地確認等による処理状況の確実な把握、マニフェストにおける最終処分の十分な確認や、処理委託時に適正な処理を行うために必要となる費用が処理料金において確保されているか、排出事業者においても確認した上で、適正な料金で委託する等の措置についてチェックリストを作成し、その適正な実施を要請。また、併せて、廃棄物の排出抑制に係る措置についても求めること。

（参考）

廃棄物処理法では、事業者が処理を委託する場合、委託基準に沿った適正な契約の締結（法第 12 条第 5 項）、マニフェストの交付や廃棄物が最終処分されるまでのフローにおける適正処理の確認（法第 12 条の 3）、廃棄物の処理の状況を確認に努める等必要な措置を講ずること（法第 12 条第 7 項）等が規定されている。ま

た、法第12条第7項の「廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法」としては、施行通知において、産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実際に確認する方法が考えられることが記載されている。

- 以上の対策は、食品廃棄物に係る対策であるが、食品廃棄物以外の産業廃棄物についても、順次取組を広げていくことが考えられるのではないか。
- 特に中間処理業者が再生を行う場合、都道府県等の立入検査に加えて、再生することにより得た物のフローを含めて排出事業者が再生利用が行われている状況を確認することは、不適正処理の未然防止の観点から極めて重要である。しかしながら、当該情報の他の事業者への提供や公開については、処理業者の取引先の事業者の営業の秘密にも留意する必要がある。
- このため、再生利用が行われている状況も含めて最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を確認するための方法として、例えば以下が考えられるのではないか。
 - ① 優良産業廃棄物処理業者認定制度において、再生利用に関する情報(持出先に係る詳細な情報を含む。)を含め、処理状況に関する情報の提供又はインターネットを通じた公開等に関する要件を加えること
 - ② 事業者団体の自主的な取組として、再生利用に関する情報(搬出先に係る詳細な情報を含む。)を含め、処理状況に関する情報の提供又はインターネットを通じた公開等に積極的に取り組む処理事業者を優先して選定すること。

【検討すべき論点2】論点整理（案）5頁1（1）

廃棄物の不適正な取扱いの未然防止策の強化

イ マニフェストの活用

- 電子マニフェストによる不正防止のためのシステムの導入等、マニフェスト制度の適切な運用を徹底するために必要な措置を検討するべきではないか。
- 廃棄物処理システムの透明化に資する電子マニフェストについて、そのシステムの改善及び一部義務化も含む一層の普及拡大のために必要な措置を検討するべきではないか。

（1）マニフェストの虚偽記載等の防止

- 産業廃棄物処理業者が電子マニフェストシステム上で虚偽報告を行い、食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物を食品として売却した事案等、マニフェストの虚偽記載等が行われる事案が発生している。

- 紙・電子を問わずマニフェスト制度全体について課題の検討を行うとともに、不適正処理等の未然防止や不適正処理等が行われた場合の迅速な原因究明の観点から、マニフェストの虚偽記載等に対して一層の対策が必要である。
- 具体的な対策としては、電子マニフェストシステム上の虚偽記載に対して対策を講じるため、同システムの改善を行うべきではないか。更に、マニフェストの虚偽記載等を行った者が法第19条の5の規定に基づく措置命令の対象となりうることの周知や罰則強化（現状、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）も含め、マニフェストの虚偽記載等に対する抑止力をより高めるための方策を検討すべきではないか。

（2）電子マニフェストの普及拡大

- 電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化等を図ることができるなどメリットが大きい。このため、平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率を平成28年度において50%に拡大することが目標として掲げられ、同年10月には「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、（1）排出事業者の加入促進、（2）行政機関の利用促進、（3）電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善、（4）普及促進策の充実等の取組が順次進められている。
- これらの取組の結果、平成28年7月末現在での過去1年間における普及率は約44%となっている。平成28年度末時点で50%という目標の達成は厳しい状況にあるものの、平成24年度末（約30%）から毎年約4～5%ポイント上昇していることから、このまま推移すれば、平成29年度内には目標に到達する見通しである。
- 電子マニフェストの普及に当たっては、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が電子マニフェストに切り替えることで初めて機能すること、マニフェストの交付枚数の少ない排出事業者や小規模の産廃処理業者にとっては、利用料金の割に導入メリットが小さいと捉えられ、導入が躊躇される傾向にあること等が課題である。このため、これまで少量排出事業者が加入しやすい料金体系への改善が図られたほか、収集運搬事業者等の利便性の向上を図るためにタブレット・スマートフォンに対応したシステムの開発が行われる予定となっている。

- 電子マニフェストの利用率を一層向上させていくことが望ましいことから、電子マニフェストの利便性向上の状況を踏まえつつ、一部の事業者から段階的に義務化するなど、電子マニフェストの一層の利用拡大のための対策を講じるべきではないか。

【検討すべき論点3】論点整理（案）5頁1（1）

廃棄物の不適正な取扱いの未然防止策の強化

ウ 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底

- 排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務が自治体の規制権限の及ばない第三者に委ねられることにより、排出事業者としての意識が希薄化すること等が懸念されており、これらの問題等について自治体や事業者に周知徹底すべきではないか。
- 排出事業者の責任を徹底する観点から、その内容をはじめ、廃棄物処理に関する法的知識等を事業者等に周知するために必要な対応を検討すべきではないか。
- 廃棄物の適正処理を確保するために、排出事業者の廃棄物処理業者に対する不当に低い処理費での委託の防止や処理費の清算方法の適正化等の必要な対応を検討すべきではないか。
- 排出事業者が自らの責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を規制権限の及ばない第三者に任せきりにすることにより、排出事業者としての意識を希薄化させ、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して周知を図る必要があるのではないか。
- 廃棄物の適正処理の確保の観点から、排出事業者が廃棄物処理に関する正確な法的理解の上で、排出事業者責任を全うすることが重要である。このため、例えば、排出事業者等に対して、排出事業者責任の具体的な内容や留意事項、取組事例等をパンフレット等で周知するといった取組が必要ではないか。
- また、排出事業者に対し、不当に低い処理費で委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえることや、建設廃棄物の排出事業者の一元化規定は、産業廃棄物の処理料の支払いも排出事業者の責任の下で行うことを想定していることを周知するなど、排出事業者責任に基づく排出事業者の誠意ある行動により、廃棄物の適正処理を確保するための対策を講じるべきではないか。

【検討すべき論点4】論点整理（案）6頁1（2）

廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化

- 廃棄物処理業許可を取り消された者についても改善命令の対象とする等、廃棄物処理業許可を取り消された者に係る廃棄物の適正な処理の確保のために必要な措置を検討するべきではないか。

＜許可の取消しに伴う措置＞

- 現行の法第19条の3では、改善命令の対象を、廃棄物処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分を行った排出事業者又は許可業者としており、許可を取り消された処理業者は対象としていない。
- このため、当該基準に適合しない処理が行われた場合であっても、処理業者の許可を取り消した場合は、法第19条の3に基づく改善命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生の未然防止をすることができない。現状では、処理基準違反があり、通常であれば許可取消しを行うようなケースであっても、改善命令の対象としようとする必要がある場合には、都道府県等は、許可の取消し等を行わず、許可事業者として改善命令を行って対応している。
- 改善命令の対象とするために許可の取消しを行えないのは本末転倒であり、適正な処理の実施を確保するため、当該許可を取り消された者であっても、なお必要な命令の対象とするべきではないか。

＜処理困難通知＞

- 現行の法第14条第13項及び第14条の4第13項では、許可業者に対し、委託を受けている産業廃棄物の処理を行うことが困難である場合は、当該委託をした者に通知しなければならないこととしており、また、当該通知を受けた者は、速やかに処理の状況を把握するとともに、適正な措置を講じなければならないこととされているが、許可を取り消された処理業者には、通知の義務が課されていない。
- このため、処理業者が当該通知をすることなく業の許可を取り消された場合、当該処理業者に処理の委託をしていた事業者は、必ずしも迅速に自らの産業廃棄物の処理の状況を把握し、適正な措置を講ずることができない。
- 排出事業者の迅速な処理状況の把握及び適正な措置の履行を担保するために、当該許可を取り消された者に対しても、当該通知を義務付けるべきではないか。

【検討すべき論点5】論点整理（案）6頁1（3）

廃棄物処理における有害物質管理の在り方

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質等をはじめとする有害物質を含む廃棄物の処理の在り方について、廃棄物情報の提供に関するガイドライン（WDSガイドライン）において具体的に示されている事項も踏まえた産業廃棄物の処理の委託基準の見直しや、その処理基準、特別管理廃棄物の指定対象の見直しを含めて検討するべきではないか。

＜情報提供＞

- 産業廃棄物の運搬、処分等の委託基準においては、委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報（規則第8条の4の2第6号）を委託契約の中で処理業者に提供することとされている。当該事項について、排出事業者の参考となるよう、必要な廃棄物情報に関して具体化した項目を例示したWDS（廃棄物情報データシート）が、環境省が定めるガイドラインとして示されている。
- 利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した事案等、排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかつたことが原因と強く推定される事案も発生しており、当該情報伝達の重要性が改めて明らかになったところ。
- 特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付ける方策を検討すべきではないか。

＜処理基準等＞

- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規制対象物質を含む廃棄物（以下「POPS廃棄物」という。）については、これまでポリ塩化ビフェニル（PCB）やダイオキシン類については特別措置法を制定することにより、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）類等については技術的留意事項を取りまとめることにより、適正処理を推進してきた。また、一部のPOPs廃棄物については、分解実証試験の実施等により、通常の廃棄物処理能力を活用した処理が確立されてきている。
- POPS廃棄物の処理ルートを制度的にも担保する観点から、排出実態や国際動向を踏まえつつ、その処理方法の処理基準化や、特別管理廃棄物の指定対象の見直しを含むPOPs廃棄物の処理の制度的なあり方について、専門的な議論を行うべきではないか。

【検討すべき論点6】論点整理（案）6頁1（4）

廃棄物の適正処理の更なる推進に関するその他の論点

- 市町村において適正な処理が困難な廃棄物について、既存制度の活用の周知に加え、製造、加工、販売等を行う事業者と市町村が、具体的な事例に即して、適正・円滑な処理の確保の観点から連携・協力することが重要ではないか。
- 建築物の解体時における残置物等について、関係者が連携した取組事例の周知等を行うなど、市町村の処理責任のもとで適正・円滑な処理を確保するために必要な対応を検討すべきではないか。
- 生活環境保全上の支障を防止し、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、廃棄物処理施設設置許可を必要とする施設の範囲について検討すべきではないか。

＜適正な処理が困難な廃棄物等の処理＞

- 市町村において適正な処理が困難とされている廃棄物（農薬・薬品類、スプレー缶・カセットボンベ等）については、既存制度（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例等）の活用の周知に加え、市町村の取組状況の把握を行うとともに、拡大生産者責任の観点も踏まえつつ、製造事業者等と市町村等が、具体的な事例に即して課題の共有や取組方策の検討を行うなど、適正・円滑な処理を確保する観点から連携・協力していくことが必要ではないか。
- 建築物の解体時における残置物については、自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、自治体、処理業者、排出事業者等に周知することが必要ではないか。

＜廃棄物処理施設設置許可等＞

- 生活環境保全上の支障を防止し、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、移動式がれき類等破碎施設をはじめとした廃棄物処理施設における処理の実態及び施設設置許可の及ぼす影響について、実態を把握するべきではないか。